

目次

日本編 I	2009年度税制改正について	2
アジア編 I	中国 新移転価格ガイドラインの公布について	5
アジア編 II	「海外派遣従業員」に対するインド公的社会保障制度	8
北米編	オバマ政権による米国連邦税制の改正について	10
欧州編	英国予算 - 2009年税制改正案	12
金融編	投資ファンドの税制にかかわる改正	16
移転価格編	移転価格課税訴訟における初の納税者勝訴判決について	18
関税編	特殊関税にかかわる政令およびガイドラインの改正について	20
バックナンバー		50

Index

Japan I	2009 Tax Reform	23
Asia I	New Transfer Pricing Guideline in China and its Implications for Japanese MNEs	26
Asia II	Social Security for International Workers in India	31
North America	U.S. Federal Tax Reform under the Obama Administration	33
Europe	The Chancellor's Budget 2009 - Budget Summary	36
Finance	2009 Japanese Tax Reforms regarding Investment Fund	41
Transfer Pricing	First Taxpayer Success in Japanese Transfer Pricing Litigation	43
Customs	Overview of the Revision to the Government Ordinance and the Guidelines Concerning the Special Tariff	46
Back issues		53

日本編 I

2009年度税制改正について

2009年度の税制改正(「所得税法等の一部を改正する法律」)は2009年3月27日に国会で可決され、別段の定めがあるものを除き2009年4月1日に施行されました。本税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税等について所要の措置が講じられています。本稿において、本税制改正の主要項目についてその内容をご紹介しますとともに、同法の附則において規定されている将来の税制抜本改革の道筋および基本的方向性についてもご紹介します。

1. 法人関係税制

(1) エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入

2009年4月1日から2011年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できることになりました。この即

時償却制度の対象となる設備等には、太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備等が含まれます。

(2) 資源生産性向上促進税制の創設

一定の認定計画に基づいて、2011年3月31日までの間に取得等をする自社の資源生産性を向上させる設備等や、省エネ性能の高い家電製品等の生産設備については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できることとなります。

2. 住宅・土地税制

(1) 住宅ローン減税の拡充および延長

所得税における住宅ローン減税については、適用期間が5年間延長されるとともに、一般住宅にかかわる最大控除可能額が500万円に引き上げられます。また、長期優良住宅(いわゆる200年住宅)については最大控除可能額が600万円となります。

併せて、所得税額から控除しきれない額を個人住民税額から控除できる制度も創設されています。

<住宅ローン減税の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率等の一覧表> 一般住宅の場合

居住年	控除期間	ローンの年末 最高限度額	控除率	控除可能額 (年額)	最大控除可能額 (10年間累計)
2009年	10年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円
2010年	10年	5,000万円	1.0%	50万円	500万円
2011年	10年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円
2012年	10年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
2013年	10年	2,000万円	1.0%	20万円	200万円

長期優良住宅(いわゆる200年住宅)の場合

居住年	控除期間	ローンの年末 最高限度額	控除率	控除可能額 (年額)	最大控除可能額 (10年間累計)
2009年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
2010年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
2011年	10年	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
2012年	10年	4,000万円	1.0%	40万円	400万円
2013年	10年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円

(2) 長期優良住宅にかかわる税額控除制度の創設

居住者が長期優良住宅(いわゆる200年住宅)の新築等をし、2009年6月4日から2011年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その標準的なかかり増し費用の10%相当額をその年分の所得税額から最大で100万円を控除できることになりました。なお、その年分の所得税額から控除しきれない場合には、1年間の繰り越しが認められています。

(3) 住宅リフォームにかかわる税額控除制度の創設

居住者が2009年4月1日から2010年12月31日までの間に、一定の省エネ改修工事またはバリアフリー改修工事を行った場合には、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない金額の10%相当額を、その年分の所得税額から最大で20万円(太陽光発電装置を設置した場合には30万円)を控除できることとなります。

(4) 長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

個人または法人が2009年および2010年に取得した土地等を譲渡(所有期間が5年超のものに限ります)した場合には、その譲渡益から1,000万円が控除されます。

(5) 2009年および2010年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

個人事業者または法人が、2009年、2010年に日本国内における土地等(甲土地等とします)を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を、その甲土地等を取得した日の属する年分または事業年度の確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合には、その取得した日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等(乙土地等とします)を譲渡したときの譲渡益の8割(2010年に取得した甲土地等のみを本特例の適用対象とする場合には6割)相当額を限度として、課税の繰り延べ(圧縮記帳)ができることとなります。

(6) 土地の売買等にかかわる登録免許税の軽減税率の据え置き等

土地の売買による所有権の移転登記および土地の所有権の信託の登記の登録免許税について、2009年4月1日以降段階的に軽減税率が引き上げられることになっていましたが、軽減税率の適用期間が2年間据え置かれ、2011年4月1日以降段階的に引き上げら

れることとなりました。

また、住宅用家屋の売買等にかかわる登録免許税の軽減措置の適用期限も、2年間延長されました。

3. 金融・証券税制

(1) 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長

居住者の上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率(所得税7%、住民税3%)については、2011年12月31日まで3年間延長されました。併せて、国内に恒久的施設を有しない非居住者ならびに内国法人および外国法人が支払いを受ける上場株式等の配当に対する源泉所得税の軽減税率(7%)も、2011年12月31日まで延長されています。

4. 国際課税

(1) 外国子会社配当益金不算入制度の導入

内国法人が外国子会社(その内国法人の持株割合が原則として25%以上で、保有期間が6カ月以上の外国子会社をいいます)から受ける配当の額の95%相当額については、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなります。

この制度の導入に伴い、間接外国税額控除制度は所要の経過措置等を講じた上で廃止されます。

追加詳細につきましては、当法人ホームページ(<http://www.pwc.com/jp/tax>)に掲載中のニュースレター「Japan Tax Update」Issue47をご参照ください。

5. 中小企業関係税制

(1) 中小法人等の軽減税率の引き下げ

中小法人等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税については、22%の軽減税率が適用されていますが、2009年4月1日から2011年3月31日までの間に終了する各事業年度においては、その軽減税率が18%に引き下げられることとなります。

(2) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の実施

欠損金の繰戻し還付については、一定の法人を除き適用しないこととされていましたが、中小法人等の2009年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用されることとなります。

6. 相続税制

(1) 事業承継税制の創設

① 相続税の納税猶予

経営承継相続人等が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその非上場会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、一定の条件の下において、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続後で発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまで）にかかわる課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されることとなりました。

なお、一定の条件の下において、その経営承継相続人等が死亡等した場合には猶予税額の納税は免除されます。

② 贈与税の納税猶予

経営承継受贈者が、非上場会社を経営していた贈与者から贈与によりその保有株式の原則として全部を取得し、その非上場会社を経営していく場合には、一定の条件の下において、その株式等の贈与にかかわる贈与税の全額の納税を猶予します。ただし、贈与した結果、経営承継受贈者の株式の保有割合が発行済議決権株式数の総数の3分の2を超える場合には、その3分の2の株式数から経営承継受贈者が贈与前に保有していた株式数を控除した株式数までの贈与が猶予の対象となります。

なお、その贈与者が死亡した際には、経営承継受贈者がその株式等を相続により取得したものとみなして相続税額を計算し、一定の条件の下において、相続税の納税が猶予（①の規定と同様の計算方式）されます。

(2) 農地等にかかわる相続税の納税猶予制度の見直し

農地等にかかわる相続税の納税猶予制度について、一定の見直しが行われました。

7. その他の改正項目

(1) 自動車重量税の減免

車検時に納付する自動車重量税について、一定の排ガス性能・燃費性能を備えた自動車については2009年度から2011年度までの間に受ける最初の車検等の際に、自動車重量税が減免されます。

(2) 自動車取得税の減免

2009年度から2011年度までの間に購入した一定の排ガス性能・燃費性能を備えた自動車について、自動車取得税が減免されます。

8. 税制抜本改革の道筋および基本的方向性

2009年度税制改正の附則において、景気回復過程の状況や国際経済の動向等を見極めつつ、2011年度までに段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うことが記載されています。その主な内容は下記のとおりです。

- (1) 個人所得課税については、各種控除および税率構造を見直し、最高税率および給与所得控除の上限の調整等により、高所得者の税負担を引き上げるとともに、子育て等に配慮した中低所得者世帯の負担の軽減（給付付き税額控除の検討を含む）を検討。また、金融所得課税の一体化をさらに推進。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保および内国法人の国際競争力強化の観点から、課税ベースの拡大と実効税率の引き下げを検討。
- (3) 消費課税については、消費税の全額が社会保障給付および少子化対策に充当されることを前提に税率を検討。併せて低所得者に配慮し、複数税率を検討。
- (4) 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討。
- (5) 資産課税については、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討。
- (6) 地方税制については、地方消費税の充実の検討および地方法人課税の見直しを通じて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (7) グリーン税制の推進。
- (8) 納税者番号制度の導入準備を進め、納税者の利便性の向上および課税の適正化を図る。

中国 新移転価格ガイドラインの公布について

中国国家税務総局(以下「SAT」)は、正式に「特別納税調整実施弁法(試行)」に関する通達、国税発[2009]2号(以下「新ガイドライン」)に署名し、2009年1月9日付で公布しました。当該通達は、2008年1月1日施行の新企業所得税法(以下「新法」)およびその实施条例第6章「特別納税調整」の執行ガイドラインとなるものです。特に移転価格税制については、関連者間取引にかかわる情報開示や同時文書化の内容について詳細に規定されており、移転価格税制執行におけるインフラ整備のための指針を与えると同時に、企業のコンプライアンス強化という側面も併せ持っています。

本稿では、新ガイドラインにおける移転価格に関する規定について、コンプライアンス強化の観点から概観し、新ガイドラインの制定が中国進出日系企業に与える影響およびその対策について考察します。

1. 新ガイドラインの概観

新ガイドラインは以下のとおり全13章の118条から構成されており、移転価格、事前確認制度、コストシェアリング契約、被支配外国企業、過少資本、一般租税回避等に関する包括的管理規則を定めています。

- 第1章 総則(第1～8条)
- 第2章 関連申告(第9～12条)
- 第3章 移転価格同時文書の管理(第13～20条)
- 第4章 移転価格算定方法(第21～27条)
- 第5章 移転価格調査および調整(第28～45条)
- 第6章 事前確認協議の管理(第46～63条)
- 第7章 コストシェアリング契約(第64～75条)
- 第8章 被支配外国企業の管理(第76～84条)
- 第9章 過少資本の管理(第85～91条)
- 第10章 一般租税回避の管理(第92～97条)
- 第11章 対応的調整および相互協議(第98～104条)
- 第12章 法的責任(第105～109条)
- 第13章 附則(第110～118条)

新ガイドラインにおいて移転価格に直接的に関係す

る規定は第2章から第6章であり、コンプライアンスの強化の一環として、第2章「関連申告」(第9～12条)では関連者間取引にかかわる情報開示、第3章「移転価格同時文書の管理」(第13～20条)では移転価格同時文書化が求められています。以下、それぞれについて概要を説明します。

2. 関連者間取引にかかわる情報開示

第2章「関連申告」における関連者間取引にかかわる情報開示について、新法第43条により「企業が税務機関に各年度企業所得税確定申告書を提出する際、合わせて当該年度に関する関連者間取引報告表を添付しなければならない。」¹と規定されたことを受け、新ガイドライン第11条において「『中華人民共和国企業年度関連業務取引報告表』を年度確定申告書に添付しなければならない」旨の条文が設けられています。つまり、当該報告表を年度確定申告書の添付資料として位置付けることで、すべての企業は情報の開示が求められることとなりました。新ガイドラインの公布に先立って2008年12月にSATより公布された通達、国税発[2008]114号において当該報告表の様式は定められており、具体的には以下の9つの報告表により関連者間取引にかかわる情報の開示義務を定めるものです。

表1 「関連関係表」	表6 「固定資産表」
表2 「関連取引合算表」	表7 「融資資金表」
表3 「売買表」	表8 「対外投資状況表」
表4 「役務表」	表9 「対外支払金額状況表」
表5 「無形資産表」	

わが国の移転価格税制における申告時の情報開示では、国外関連者と取引を行う法人に対して、法人税申告書への別表17(3)「国外関連者に関する明細書」の添付が要求されていますが、開示要求内容を比較してみると、新ガイドラインの方がより詳細な情報の開示を要求しています。その中でも特に注意が必要な項目として、表2「関連取引合算表」において同時文書の作成の有無についての確認欄が設けられている点、

表3「売買表」および表4「役務表」において移転価格算定方法の記載が求められている点などが挙げられます。つまり、中国税務当局が移転価格調査対象の選定に際して使用する判断材料が圧倒的に豊富となったことを意味するため、納税者の立場からすれば、これら開示内容について移転価格の見地から分析し、裏付けとなるサポート資料等を適切に準備しておくことが必要となってきます。

3. 移転価格同時文書化義務

次に、第3章「移転価格同時文書の管理」における文書化義務について、まず、新法第43条および新法

実施条例114条において調査時に提出しなければならない「関連資料」が規定されたことを受け、新ガイドライン第13条において「新法実施条例第114条の規定に基づき移転価格同時文書を作成、保管し、税務当局の要求に応じて提出しなければならない」旨の条文が設けられています。つまり、移転価格同時文書は確定申告時には既に作成、保管されていなければならないませんが、確定申告書への添付を義務付けられたものではなく、当局の要求に応じて提出すべきものとして位置付けられています。新ガイドライン第14条において規定される同時文書に含まなければならない内容は以下のとおりです。

(1) 組織構成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業が属するグループの組織構成および出資構成 2. 企業の関連関係の年度の変化状況 3. 企業との間に取引が生じた関連者の情報：関連企業の名称、法定代表人、董事および経理等の高級管理人員の構成状況、登録住所および実際の経営場所、ならびに関連個人の名称、国籍、居住地、家族構成等の状況 4. 各関連者に適用される所得税に類する税類、税率および享受している優遇税制
(2) 生産経営状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の業務概況：企業の業務発展変化の概況、所属する業界およびその発展概況、経営戦略、産業政策、業界規制等の企業または業界に影響を与える主要な経済および法律の問題、バリューチェーンおよび企業の位置付け 2. 企業の主要業務構成、主要業務収入およびその収入総額に占める割合、主要業務利益およびその利益総額に占める割合 3. 企業の所属業界における位置付けおよび関連市場の競合環境の分析 4. 企業内部の組織構成、企業およびその関連者との関連取引における機能、負担するリスクおよび使用資産等の関連情報² 5. 企業グループの連結財務諸表³
(3) 関連取引状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連取引の類型、当事者、時期、金額、決済通貨、取引条件等 2. 関連取引で採用する貿易方式、年度ごとの状況変化およびその理由 3. 各過程における情報、物流および商流を含む関連取引の業務フローの非関連取引の業務フローとの差異 4. 関連取引に関連する無形資産および、それが価格設定に与える影響 5. 関連取引にかかわる契約書または協議書の写しおよび理由 6. 関連取引の価格設定に影響を与える主な経済的および法律的要因の分析 7. 関連取引および非関連取引の収入、原価、費用および利益の区分状況⁴
(4) 比較可能性分析	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取引にかかわる資産または役務の特性、取引各当事者の果たす機能およびリスク、契約条項、経済環境および戦略等を含む、比較可能性分析における考慮すべき要素 2. 比較対象企業の果たす機能、負担するリスクおよび使用資産等の関連情報 3. 比較対象取引の説明、たとえば有形資産の物理的な特性、品質およびその効用。融資業務の正常な利益水準、金額、通貨、期限、保証、融資者の信用情報、返済方法、利息算定方法等。役務の性質および程度。無形資産の種類および取引形態、取引を通じて得た無形資産の使用権ならびに当該無形資産から得る収益 4. 比較対象情報の出所、選定条件およびその理由 5. 比較対象データの差異調整およびその理由
(5) 移転価格算定方法の選定および使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移転価格算定方法および理由、利益法を選定する場合には、グループ全体の利益または残余利益の水準に対する貢献を説明しなければならない 2. 選定する移転価格算定方法を裏付ける比較対象情報 3. (非関連取引価格)独立企業間取引価格または利益を確定する過程における仮説および判断 4. 合理的な移転価格算定方法および比較可能性分析結果により、比較可能性のある非関連取引価格または利益を確定し、独立企業間取引原則を順守していることの説明 5. 選定移転価格算定方法のその他の裏付け資料

¹ 新法第54条に基づく確定申告の期限は、年度終了後5カ月以内とされています。

² 新ガイドライン付表1「企業機能・リスク分析表」への記入が求められています。

³ 企業グループの会計年度の状況により準備期間を延長することができますが、遅くとも関連取引が生じた年度の翌年12月31日を越えてはならないとされています。

⁴ 直接に区分できない場合には、合理的な比率に基づき配賦し、当該配賦比率の理由を説明し、かつ新ガイドライン付表2「企業年度関連取引財務状況分析表」に記入することが求められています。

以上のような膨大かつ詳細な分析内容が同時文書に含まれていることが要求されています。一方で、新ガイドライン第16条では、関連者間取引の発生年度の翌年5月31日までに当該年度の移転価格同時文書を準備し、税務当局の要求があれば、請求日から20日以内に提出しなければならない旨の規定が定められました⁵。つまり、上述の内容を記載した文書につき、20日以内に提出しなければならない規定を設けることで、確定申告時までの実質的な文書の作成・保管義務を与えているといえます。

しかしながら、移転価格同時文書化は関連申告のようにすべての企業に求められるものではありません。新ガイドライン第15条では義務化免除規定も設けられており、以下に掲げる条件に該当する企業は同時文書の作成義務が免除されます。

- ① 関連者との棚卸資産の取引総額が年間2億人民元以下、かつその他の取引総額が年間4,000万人民元以下の場合^{6,7}
- ② 事前確認の対象期間にある場合
- ③ 外資による持分割合が50%以下、かつ関連者間取引が国内の関連者との取引に限定されている場合

これら基準に該当しない企業については、一律に同時文書化義務が課されることとなりますが、納税者による履行のためのモチベーションとして罰則規定も設けられています。新法第44条では、納税者が資料提出を拒否、または虚偽・不完全な資料を提出した場合について、税務当局に推定課税の権限を与えています。これにより税務当局より追徴課税を受けた場合、新法第48条に基づき延滞利息が課されることとなります。そして、新法実施条例第122条に従い、当該延滞利息には中国人民銀行の人民元貸出基準利率に5%が加算された利率が適用されます。ただし、同条において、移転価格同時文書を提出した場合には5%の加算利率が免除されると規定されています。これら罰則規定については、新ガイドライン第106条および第107条からも読み取ることができます。

4. 文書化義務規定が企業に与える影響

今回の新ガイドラインの公布により、納税者の举证責任の不履行を根拠とする推定課税が行われるリスクが増大することが予想されます。税務当局による推定課税のリスクを軽減されるためには、新ガイドラインの要求を満たす移転価格同時文書を作成し、保管することが必要となります。企業にとって、新ガイドラインの要求を満たす移転価格同時文書の作成は、時間的にも費用的にも負担が大きくなるものと予想されますが、移転価格にかかわるさまざまなリスクの軽減のみならず、企業のコンプライアンスという観点からも喫緊な課題であるといえます。

また、中国に拠点を有する日系多国籍企業にとっては、日本での移転価格調査において国外関連者が海外での規則に基づいて作成した証拠書類の提出が求められるため、日本の移転価格調査時に、日本における移転価格方針と整合性の取れた移転価格同時文書の作成が必要となります。つまり、中国に拠点を有する日系多国籍企業にとって、今回の新ガイドラインの公表は決して現地法人にのみ任せておける問題ではなく、親会社がグループ全体の移転価格方針の整合性を図りながら、各国の税務当局に対し、統一的な移転価格方針を示せるような体制を図ることが必要となります。

⁵ 2008年度の移転価格同時文書の準備期限が2009年12月31日にまで延長されました。2009年以降の年度については、翌年の5月31日までに準備されていなければなりません。

⁶ 免除基準となる金額は、関連者との取引における受け払いの合計金額とされています。

⁷ 仮に移転価格の更正処分が下された結果、文書化義務免除基準①の金額を上回る場合、免除の対象とはなりません。

「海外派遣従業員」に対するインド公的社会保障制度

2008年10月、インドの公的社会保障制度が改正されました。この改正により、従前は強制加入対象ではなかった海外派遣従業員も、その加入が義務付けられることとなりました。

本改正は、他国がインドとの社会保障協定を締結することを促進し、インド国外で勤務しているインド人従業員の海外での掛金拠出による損失を回避することを目的としています。本稿においては、日本人駐在員に与える影響という視点から、本改正の概要をご紹介します。

1. 改正概要

本改正により、従前はインド社会保障制度の加入が義務付けられていなかった「海外派遣従業員」が、インド社会保障制度への加入が義務付けられることとなり、「海外派遣従業員」は、2008年11月より同制度の加入者とされます。

改正により、適用対象となる「海外派遣従業員」には、インド国外のパスポート保持者で、インド社会保障制度の加入対象とされるインド国内の組織に勤務する者が含まれています。したがって、日本人駐在員も本改正の結果、原則として同制度の加入対象とされることとなります。

2. インド社会保障制度

インド社会保障制度は、「プロビデントファンド」と「ペンションファンド」により構成されています。「プロビデントファンド」は退職時など一定の要件を満たした時に、一括で払い戻しが行われる制度であり、「ペンションファンド」はいわゆる年金として、一定の要件に該当した後払い戻しが行われます。

インド社会保障制度は、日本の公的年金制度とは異なり、加入者および雇用主が現実に拠出した掛金に金利を付加した金額が、加入者に払い戻される制度となっています。

(1) 社会保障制度の加入対象

20名以上を雇用しているすべてのインド国内組織も

しくは、従業員数が20名以下であるが、その選択により、インド社会保障制度の適用を選択したインド国内組織の従業員は、インド社会保障制度に加入することが必要とされます。ただし、海外派遣従業員の母国がインドと互恵の社会保障協定を締結しており、当該社会保障協定に規定される期間にわたり、該当する従業員が、適用除外される地位を有している場合は、当該海外派遣従業員のインド社会保障制度への加入は免除されます。しかしながら、現時点では日印間で社会保障協定が締結されておりませんので、日本人駐在員が本規定に基づいて適用除外となることはありません。

また、インド社会保障制度加入に関して、最低勤務日数は規定されていません。該当組織に勤務する初日からインド社会保障制度の加入対象者として取り扱われます。

(2) 掛金

対象となる従業員は、掛金算定基礎給与の12%を掛金として拠出することが求められます。会社も、必要とされる手数料とともに、従業員の掛金と同額を拠出することが求められます。

掛金算定基礎給与は以下の合計として算定されます。

- 基本給(物価調整手当、家賃手当、残業手当、賞与、歩合給その他雇用に基づいて取得するこれらと同様の性格を有する手当ならびに会社からの給付金を除く給与)
- 物価調整手当(名称に関係なく、生活費の上昇に対応して支給される現金)
- リテインド手当(優秀な従業員の就労継続を促すための手当)
- 食事の現物支給

当然ながら、拠出金額算定の基礎となる基本給などは、インドでの役務提供に関して受け取った金額となりますので、インド払い給与のみではなく、日本払いなどインド国外で支給された給与も対象となります。

会社の掛金(12%)のうち、8.33%がペンションファンドに配分され(ただし、月額上限541.45ルピー(6,500ルピー×8.33%))、差引残高はプロビデントファンドに配分されます。従業員の掛金(12%)は全額プロビデントファンドに拠出されます。したがって、日本人駐在員を前提としますと、給与等月額が6,500ルピーを大幅に超過しているため、掛金拠出の大部分が「プロビデントファンド」向けに拠出されるということになります。

なお、掛金の算定基礎となる給与の上限は設定されていませんので、給与の額に応じて比例的に掛金が増加することになります。

(3) 払い戻し

一定の要件を充足した際に、払い戻しが行われず。プロビデントファンド、ペンションファンドそれぞれの払い戻し要件は以下のとおりです。

プロビデントファンド

海外派遣従業員には、以下の要件のいずれかを充足した場合、プロビデントファンド累計拠出額の全額(金利相当金額を含む)が払い戻されます。

- 通常退職(55歳以上)
- 完全に就業不能となった場合の退職
- 永住もしくは、就業のために海外に移住を行う直前
- 大部分もしくは特定の事業の縮小による雇用の中止、もしくは労使双方の合意に基づく自主退職プログラムによる雇用の中止
- 退職の2ヵ月後(再就職していない場合)

日本人駐在員の場合は、駐在終了後、日本への帰国を契機に払い戻しの申請を行うということが代表的なケースと考えられます。

ペンションファンド

海外派遣従業員の母国における、インド人従業員に対する取り扱いに準拠することとされています。日本人駐在員に関しては、日本で勤務しているインド人従業員に対する、日本の公的年金制度上の取り扱いに準じて処理されることとなります。

このように、ペンションファンドの払い戻しに関しては、各国別の対応を予定していますが、実務的な対応可能性の上から疑問が残ります。この払い戻しに関しては、この先のインド政府からの追加情報を待たざるを得ない状況です。

(4) 従業員課税所得算定上の取り扱い

掛金拠出時点では、従業員の掛金拠出額は、課税所得計算上、年間10万ルピーを上限として当該従業員の課税所得から控除可能となり、会社が拠出する掛金拠出額も従業員側では免税とされています。また、会社、従業員掛金から生じる累積利息に関しても、課税対象外とされます。

掛金の払戻金についても、原則的には、非課税となります。ただし、継続的勤務が5年経過する前に、掛金の払い戻しがなされる場合、会社の掛金拠出額、および会社、従業員の掛金から生ずる累積利息は課税対象とされます。加えて、従業員掛金(年間10万ルピーが上限)として、過年度に課税所得から控除されたものに対する控除が認められなくなり、払い戻しの実施された年度の課税所得とされることとなります。結果的にこのような場合は、掛金の全額が、「給与」として課税されたことと同様の結果となります。

(5) ペナルティー

社会保障制度の規定に違反した場合は、ペナルティーが課せられます。期日後払いの場合、年率17%-37%の遅延利息が課せられます。加えて、禁固刑の処分が下される可能性もあります。

3. 対応策

上述のとおり、インド社会保障制度は、コスト増加要因として非常に大きなインパクトがあります。加えて、コンプライアンス違反に関して多大なペナルティーも規定されています。事前に、必要な分析検討を行った上で、適切な対応を行うことが肝要と考えます。

(1) 掛金算定ベースの適正化

インド社会保障制度では、労使折半で算定基礎金額の24%という高率の掛金を負担することが求められています。さらに、各個人の手取給与を保証するのであれば、本来従業員が負担すべき掛金拠出額の会社負担相当は従業員本人の課税所得となり、グロスアップ計算が必要となります。結果、実際の社会保障負担は表面料率の24%を大幅に超え、基本給など算定ベースに対して30%超の水準となってしまいます。

現時点で、日本人駐在員の給与については、「本給」などとしてその内訳を明確化していないケースが多いものと思われます。上述のとおり、各種手当に関しては、算定基礎金額から除外することも可能です。

で、算定基礎金額の適正化に向け、給与構造自体の再検討も必要と考えます。

(2) 掛金拠出額の払戻時の取り扱い

従業員負担分も含めて全額会社負担で社会保障制度に加入した場合であっても、当該制度は従業員向けの公的社会保障制度であることから、その払戻金については、従業員本人に対して支払われることとなります。加えて、掛金拠出金額が多額に上ることから、払戻金額も高額となるケースが予想されます。会社負担で掛金を負担した場合、本人に返還される払戻金をどのように処理するのか、すなわち、当該払戻金を本人へ帰属させるのか、そもそも会社が負担していた金額であるということから、会社に返還させるのかという点も十分に考慮しておくことが必要となります。具体的には、海外勤務者の給与体系の中での払戻金

の位置付け、払戻手続きを会社と従業員の間でどのように進めるのか、仮に払戻金が本人へ帰属することとなった場合、個人所得税の課税関係に与える影響の検討等、各企業が主体となって取り扱いや手続きについて事前に検討しておくことが肝要です。

お問い合わせ先

高野 一弘

PricewaterhouseCoopers Pvt Ltd.

ニューデリー事務所

日系企業コンサルティンググループ

シニアマネージャー

kazuhiro.x.takano@in.pwc.com

北米編

オバマ政権による米国連邦税制の改正について

2009年1月に発足したオバマ政権は、米国連邦税制の抜本的改正を志向しています。これらの改正は、レーガン政権による1986年の米国内国歳入法の改正以来の米国税制の大きな転換点となる可能性があり、法定税率の改定、米国多国籍企業の租税回避的行為への対策強化、各種減税策の充実、そして継続的な新税制の策定を含むことになると予想されます。ただし、現時点においては、税制改正の端緒についてとどこであり、納税者に与える最終的な影響は、いまだ明らかではありません。本稿においては、最近の動向として、2009年2月17日に成立した「2009年米国再生再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009: ARRA)」、および2009年5月4日に大統領が発表した「国際課税についての改正案」の概略をご紹介します。

1. 2009年米国再生再投資法

2009年2月17日に大統領が署名した米国再生再投資法により、失業率の上昇、国内総生産の縮小、不安定な資本市場、そして世界的規模の景気停滞といった状況を克服すべく、合計7,870億米ドルに及ぶ経

済対策が策定されました。議会予算局 (Congressional Budget Office: CBO)によると、このうち、5,750億米ドルが財政支出、2,120億米ドルが減税に関連します。これらの経済対策のうち4分の3は、2010年の9月末までに実施されることが予定されています。

オバマ政権は、この米国再生再投資法により、雇用を創出し、景気の悪化を食い止めるという短期的な政策目標のみならず、社会インフラを充実させ、科学研究、技術革新、および教育を促進し、社会福祉を改善し、そして環境問題に対応することにより、米国社会の未来を建設するという長期的な政策目標を掲げています。一方、政府による支出および支援の対象となる公的機関および民間企業は、一定の監督下に置かれ、支出の透明性や説明責任が求められることとなります。

米国再生再投資法により設けられた減税策の大部分は、個人所得税に関する施策ですが、以下のとおり、法人を対象とした施策も含まれています。

(1) 債務免除益の益金算入の繰り延べ

経営困難に陥っている法人が、その負債について2009年および2010年に債務免除を受ける場合、債務免除益の益金算入を、2014年から2018年までの5年間に繰り延べることが認められます。この施策により、企業がバランスシートを改善し破綻を回避する可能性が高まることが期待されています。

(2) 固定資産の特別償却

キャッシュフローの流動性を高めるため、法人に対し、2008年に再実施された固定資産の特別償却が、2009年中に新規に取得した固定資産についても認められます。特別償却により、一定の固定資産の取得価額の50%が損金算入され、残りの50%が通常の加速償却により損金算入されます。

(3) 少額資産の損金算入

一定の法人に認められる少額資産(米国歳入法第179条資産)の損金算入(一括償却)の上限額が、2009年中に開始する課税年度について、13.3万米ドルから25万米ドルに引き上げられました。

(4) 欠損金繰戻期間の5年への延長

2008年中に発生した欠損金について、一定の適格小規模事業者には、従来の2年間の繰り戻しに替わり、最大5年間の繰り戻し期間が認められます。適格小規模法人には、2008年を含む過去3年間の平均総収入が1,500万米ドル以下である法人またはパートナーシップも含まれます。

(5) 環境保護志向の投資振興策

環境保護志向の投資、たとえば、保温性の高い窓、扉、空調設備の整備、および再生可能エネルギー生産施設への投資に対し、一定の税額控除が認められます。

2. オバマ大統領の国際課税についての改正案

2009年5月4日、オバマ大統領は、国際課税についての改正の具体案を発表し、米国多国籍企業の課税範囲を拡大する方向性を明らかにしました。この改正案は、10年間で合計2,100億米ドルの税収増を見込んでおり、その一部は2010年の連邦予算に盛り込まれる予定です。

今回の改正案の背景として、米国の税制は、米国内

内で投資し雇用を創出している企業よりも、米国外へ投資、あるいは米国外で雇用創出を行う企業にとって不当に有利な制度になっているとの認識があります。オバマ政権は、現行の税制は、米国企業がタックスヘイブンを活用して租税回避を行う機会を提供していると確信しています。2004年の統計によると、米国多国籍企業の7,000億米ドルの国外所得に対し、米国での納税額はわずか160億米ドルに過ぎず、実効税率は2.3%に過ぎないと報告されています。

今回の国際課税についての改正案は以下を含んでいます。

(1) 課税繰延ルール改正

改正案は、米国企業の国外所得が配当等により米国に還流されず米国での課税が繰り延べられる場合、これらの国外所得に対応する支払利子や使用料の損金算入も、国外所得の米国への還流時点まで繰り延べるといえるものです。この改正は、2011年より施行される可能性があり、2019年までに約601億米ドルの税収増が見込まれています。

(2) 外国税額控除の厳格化

改正案では、米国企業の間接外国税額控除は、控除対象となり得る全ての外国子会社等(孫会社以下間接外国税額控除が認められる全ての関連会社)の外国税額、および利益積立金額を合算した合算ベースで計算することが要求されます。すなわち、これら各社の利益積立金額の合計額のうち米国に還流された部分に対応する外国税額を合算ベースで計算した額が、みなし外国法人税額となります。この改正は、2011年より施行される可能性があり、2019年までに約430億米ドルの税収増が見込まれています。

(3) 国外子会社の課税逃れへの対策

現行の税制では、チェックザボックスルール(納税者の選択により、一定の法人を税務上は法人ではなく、出資者の一部門として取り扱うことを認める規定)を利用することにより、米国企業がタックスヘイブン等に設立した子会社の所得の米国での課税を繰り延べることが可能となっています。改正案では、これらの選択を行った国外子会社は米国税法上法人として扱われるため、米国企業は、この選択を利用して国外子会社に対する米国での課税を繰り延べることが困難になります。これにより、米国外に投資する企業と、米国内に投資する企業とが、税務上、公平に扱われ

ることになります。この改正は、2011年より施行される可能性があり、2019年までに約865億米ドルの税収増が見込まれています。

改正案は、以上の施策と併せて、米国内における新規投資、新規技術開発を促進するため、試験研究費税額控除の「恒久化」を提案しています。米国連邦税制における試験研究費税額控除は、米国内における試験研究活動のみが対象となっていますが、1981年に時限立法として導入されて以降、13回にわたる延長を経て2009年12月31日に期限切れの予定です。恒久化により、10年間で745億米ドルの税収減が見込まれ、課税繰延ルールおよび外国税額控除等の見直しによる税収増で補われることとなります。

これらの改正案が、今後実際に立法化されるか、現段階では明らかではありません。しかし、2009年5月5日付のウォール・ストリート・ジャーナル誌は以下のように報じています。

「オバマ大統領の国際課税改正案は、米国多国籍企業からの激しい反発を招き、また、有力議員は効果を疑問視している。ただし、議会筋は、これらの改正案

はすぐには成立しないとしても、今後2年間で次第に実現へと近づいていくであろうとの見解を述べている。」

お問い合わせ先

Neil G. Bristol
PricewaterhouseCoopers LLP
デトロイト事務所 税務パートナー
neil.g.bristol@us.pwc.com

徳弘高明
PricewaterhouseCoopers LLP
ニューヨーク事務所 税務パートナー
takaaki.tokuhiro@us.pwc.com

小林徹
PricewaterhouseCoopers LLP
デトロイト事務所 税務マネージャー
t.kobayashi@us.pwc.com

欧州編

英国予算 — 2009年税制改正案

2009年度の英国税制改正案は221ページにわたる93項目の注記と税法改正案から成り、非常に具体的かつ詳細にわたる規定が多数発表されました。本稿では2009年度英国税制改正案の主要ポイントの概略を説明しています。

今後政府が引き続き諮問、検討すべき分野もまだ数多く残されている点に、ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 個人所得税

(1) 税率

今回の予算案に先立って2008年11月に発表された予算編成方針案に以下の変更点が加えられました。いずれも2010年4月6日からの適用です。

- 予算編成方針案により導入が発表された追加最高税率は、当初予定45%を上回る50%と改

案となり、これは150,000ポンド以上の所得に対し適用となります。一方キャピタルゲイン税は18%にとどまり、所得税との格差は32%と増大することとなります。

- 年間所得100,000ポンドを超える個人に対する基礎控除の減額措置が適用となり、所得112,950ポンドで基礎控除の適用がなくなることとなります。
- 配当金には最高42.5%の税率が適用されます。
- トラスト(信託)課税についても所得税最高税率50%、配当金も最高税率42.5%が適用となります。

基礎控除は予算案どおり増額され、6,450ポンドとなりました。2009 - 2010年度の基本税率は20%で、37,400ポンド以下の課税所得に基本税率が適用となります。

(2) 年金

2011年4月6日より、年収が150,000ポンドを超える個人の年金拠出金に対する税優遇措置が制限されます。

この変更を見越した個人が、新法施行までに年金拠出金を通常レベル以上に増加し最高税率での税優遇を享受することを封じるため、予算発表日以降に拠出された年金拠出金額が20,000ポンドを超える場合で、かつ通常の拠出額、拠出パターンに変更が見られる場合、特別課金の対象となります。

(3) 貯蓄

ISA(非課税貯蓄、投資口座)に対する年間限度枠が10,200ポンドに引き上げられます。このうちキャッシュ投資枠は5,100ポンドとなります。新限度枠は50歳以上の個人へは2009年10月6日から、その他の個人へは2010年4月6日以降からの適用となります。

(4) ベンチャー キャピタル スキーム

エンタープライズ インベストメント スキーム(EIS)、コーポレート ベンチャリング トラスト(CVT)、ベンチャー キャピタル トラスト(VCT)といったベンチャー企業の投資スキームに関する規則が緩和されます。

(5) 雇用にかかわる諸税

短期リースプレミアムを活用した、(駐在員等従業員への)住宅供与に際する節税策がこれまで広く活用されてきましたが、予算案によりこの税制上の取り扱いが変更となります。2009年4月22日以降に締結または更新される10年以下のリースプレミアム契約の課税は、家賃と同等に扱われることとなり、これによりリースプレミアム契約の税務上利点が事実上消滅することとなりました。

(6) カンパニーカーの課税

2011 - 2012年度より、従業員に提供される車に対する課税制限枠(現行枠は販売価格80,000ポンド)が撤廃されます。

また、カンパニーカーにかかるベネフィット算出に使用する排気量の最低値が130g/km(2010 - 2011年度)から125g/km(2011 - 2012年度)に変更となります。ベネフィットの算出は、販売価格に適用税率(排気量により変動)をかけることで行います。最低排気量の適用率15%から排気量が5g/km増加する毎に1%増加、最高税率は35%までとなります。

2. 法人税

(1) 法人税率

法人税の標準税率および小規模法人に対する税率は、それぞれ28%および21%に据え置くことが財務大臣より確認されています。

(2) 国外所得に対する課税関係

国外所得に対する課税関係には以下の4つの主な改正点があります。

1) 配当

2009年7月1日以降に国内および国外配当を受領した英国のすべての法人は、その配当が非課税区分に該当し、租税回避行為規定に抵触しない限り、法人税法上、非課税所得となります。これにより、ほとんどの受取配当が非課税扱いとなることが予想されます。

2) 利子等損金算入制限(デット キャップ ルール)

英国居住法人が他のグループ会社(英国居住法人であるか問わない)に対し金融費用を支払う場合、一定の金額が損金不算入となります。当該損金不算額の算式は複雑で、ファイナンシャルサービス会社、短期負債およびグループ資金等、いくつかの例外規定も設けられています。デット キャップ ルールは、2010年1月1日以降開始課税年度に対し適用されます。

3) タックスヘイブン課税(CFCルール)

現行の配当政策免除規定(ADPルール)および事業持株会社免除規定は、2009年7月1日以降開始課税年度から廃止されます。関連する持株会社免除規定は経過措置として、なお2011年7月1日まで有効です。CFCルールの抜本改正案はなお継続して審議されており、2011年7月に抜本改正案が公表される予定です。

4) トレジャーリーコンセント(財務省事前承認制度)

現行のトレジャーリーコンセントは2009年7月1日より廃止され、当該日より新たに1億ポンド以上の取引につき、事後届出制度が適用されます。また、既存のいくつかのジェネラル コンセント ルールのように、一定の例外規定が設けられています。該当会社は、取引後6カ月以内に届出を行わなければなりません。

(3) キャピタルアローワンス

設備および機械の支出に対する40%の初年度償却は、2009年4月1日以降開始事業年度に発生した適格支出に対し、適用可能となりました(個人事業者については2009年4月6日以降から適用となります)。

なお、車両やエネルギー関連設備についても、一部改正されます。

(4) 事業欠損金の繰戻規定

2009年11月23日までに終了する12カ月の課税年度に発生した事業損失の繰戻期間が、現行の1年から3年(最大で50,000ポンド)に延長されました。

(5) ローンリレーションシップ規定

2009年4月22日以降グループ内の事業債務(買掛金等)の免除については、債権者および債務者双方で課税関係は生じなくなります(損失の損金不算入および免除益の益金不算入)。

債権者がタックスヘイブン国居住者でない限り、国外関係会社に対する支払利息および割引債券にかかわる未払いの利息相当分は、発生主義での損金算入が可能となります。当該規定は2009年4月1日以降開始する課税年度から適用されます。なお、当該日以降開始する1期目の事業年度にて、引き続き現金主義で処理することを選択することも可能です。

(6) グループリリーフ規定

従来はキャピタルゲイン(またはロス)の対象資産をグループ外部に売却した場合に限り、当該資産を他のグループ法人を経由して売却したとみなし、その法人でキャピタルゲインを認識できましたが、一旦グループ内で移転させたとみなして、当該キャピタルゲイン(またはロス)と他のキャピタルロス(またはゲイン)と相殺できました。今後は最終的なグループ外部の売却がなくとも、グループ内で資産のみなし移転を行った上で、当該ゲインとロスを相殺することが可能です。

(7) 北海油田税制

英国および英国大陸棚におけるオイル・ガス会社に対する税制にも改正がありました。具体的には、新規の油田開発に対するリングフェンス税率の軽減措置、権益のスワップに関するキャピタルゲイン非課税措置の範囲の拡大、使用目的変更時における非課税化(Change of use rules)、および廃鉱費用に関する損金算入時期の厳格化等が挙げられます。

3. 租税回避防止規定

(1) 偽装利息

2009年財政法案において、利息と同等の性質を持つ収益(偽装利息)について、法人税法上利息として課税するための規定が導入されました。この規定は、企業が2009年4月22日以降に導入したアレンジメントに対して、適用されます。また、4月21日以前から存在するアレンジメントに関しても、そのアレンジメントについて、今回撤廃された改正前の偽装利息に関する規定の適用がある場合には、同様に適用されます。

(2) その他租税回避防止規定

2009年財政法案では、その他租税回避防止規定として、支払利息および過大な割引証券にかかわる規定の他、営業権償却にかかわる損金算入防止規定が改正の対象となっています。

4. 間接税

(1) 関税

1) VAT標準税率の変更

現行の15%のVATレートは2009年12月31日までの適用となり、2010年1月1日以降、VATレートは従来の17.5%に戻ります。2010年1月1日以降の商品の売上やサービスの提供に対しても、15%の税率を適用しようとするスキームに対して、一定の要件を満たす場合には、17.5%の税率を適用することとする租税回避防止規定が導入されました。

2) クロスボーダー取引に関する2010年VAT改正(VATパッケージ)

EU加盟国間のクロスボーダー取引にかかわるVATシステムの簡素化および近代化を目的とするさまざまな改正が行われ、2010年1月1日以降適用される予定です。新しいルールは、可能な限りサービスが消費された国にてVATが課税されることを目的とするものです。現行のルールは、原則としてサービス提供者の所在地にてVATが課税されることとされていますが、新たな原則的ルールの導入の結果、2010年1月1日以降、顧客の所在地にてVATが認識されることとなります。課税売上認識のタイミングやVATの記帳時期に関する規定の改正も織り込まれています。

これに伴い、他のEU加盟国の顧客に対して、商品またはサービスの提供を行う場合、事業者は四半期毎にECセールスリストを作成・提出し

なければならないこととなりました。英国の事業者が国外で生じたVATに関する現行の還付手続きについても、改正が行われます。新制度は申請手続きの迅速化と標準化を目的とし、電子申告形式のシステムとなります。

3) VAT課税売上基準額の増加

VAT登録が要求される年間課税売上高の基準値が2009年5月1日以降68,000ポンドに増額されます。

(2) 不動産取引に関する印紙税(SDLT)

財務相は、現在の増額されたSDLT 免税点について、延長適用することを発表しました。この結果、175,000ポンド以下の居住用不動産の購入については、2009年12月31日まで免税となります。法人に対しては、代替的な資金調達手段として、不動産を担保とした証券の発行に関する追加規定が導入されます。

(3) その他間接税

財務相は、その他の間接税について、これらの税収の増加を目的とした改正を発表しました。酒税およびタバコ税の税率を2%引き上げると共に、埋立地に関するランドフィルタックス、ゲーム税、およびアミューズメント機械に関する免許料の改正を発表しました。

5. 英国税制改正案により新たに導入されたその他の措置

(1) 税務手続き

一定の大規模法人には、上級会計担当役員の氏名を歳入関税庁に報告することが義務付けられます。これらの役員には、正確な税務報告を行うための適正な会計システムが整備されていることを検証する責任があり、これを毎年証明しなければなりません。さらに、その内容に虚偽の記載 善管注意義務違反等が認められた場合には、当該個人にペナルティーが科せられます。

また、政府は、税務申告書提出遅延、納税遅延に適用される罰則制度の改正を発表しました。新たな措置は、税目ごとに異なる現行制度にとって代わり、すべての税に共通した制度への統一を目指したものとなります。提案されている税率は、3カ月を超えた提出遅延に課される日割り延滞税のような特定の場合に、罰金が引き上げられる可能性があります。月額PAYEおよびNICの納税遅延にも、今後罰則が科されることとなります。また、過小納税、過大納税にかかわる延

滞税の税率について、すべての税制で調和させることを目指した、新たな措置の導入が予定されています。

最近の諮問の結果、政府は歳入関税庁が納税者憲章を作成し、その順守を義務付ける法案を導入予定であると発表しました。この導入は2009年秋になることが予想されています。

(2) 脱税者の名前の公表

25,000ポンド以上の税務損失をもたらすような脱税行為により、処罰された個人および法人の名前を公表する権限が、歳入関税庁に与えられるようになります。

(3) その他

その他に、オフショアファンドおよび不動産投資信託(REIT)にかかわる規定の改正がなされる予定です。

お問い合わせ先

金 保仁

PricewaterhouseCoopers LLP
ロンドン事務所 国際税務部 ディレクター
bo.in.kim@uk.pwc.com

清宮 陽二

PricewaterhouseCoopers LLP
ロンドン事務所 税務マネージャー
yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

杉山 裕一

PricewaterhouseCoopers LLP
ロンドン事務所 税務マネージャー
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

投資ファンドの税制にかかわる改正

1. はじめに

2009年度税制改正により、投資ファンドに多大な影響を与える組合関連税制について、変更が加えられました。本稿では、組合型投資ファンドにかかわる税制改正の概要について、適用要件を中心に紹介します。

2. 税制改正前の投資ファンドの税務上の取り扱い

投資事業有限責任組合等の組合が国内に事務所等を有する場合、当該組合が組合員による共同事業性を有するものとされていることから、組合員全員が日本国内に恒久的施設(Permanent Establishment、以下「PE」)を有するものとされていました。したがって、組合に非居住者・外国法人たる組合員(以下「外国組合員」)が出資を行う場合、外国組合員が組合の業務執行に携わらない有限責任組合員であったとしても、当該組合に出資することで日本国内にPEを有するものとされ、組合にかかわる所得について源泉課税がなされた後、法人税または所得税の申告納税(法人:実効税率約40%、個人:上限50%)を行うべきものとされていました。

また、日本国内にPEを有しない非居住者・外国法人が他の特殊関係株主等と合計して、内国法人の株式等の25%以上保有する場合には、日本において申告課税(法人:30%、個人:15%)の対象となる可能性があります(以下「事業譲渡類似課税¹⁾」)が、事業譲渡類似課税における保有割合の算定において、組合内の他の組合員は特殊関係株主等として取り扱われるため、非居住者・外国法人が組合を通じて内国法人株式に投資する場合の事業譲渡類似課税の保有割合判定は、組合単位でなされることとされていました。したがって、組合を通じて内国法人株式に投資を行う外国組合員は、個々の組合員単位では25%未満であっても、組合で25%以上を保有する場合には事業譲

渡類似課税により日本で法人税または所得税が課される可能性があり、外国法人や非居住者が日本企業へ投資する際の阻害要因になっていました。

3. 改正の内容

(1) 組合型投資ファンドのPE課税の見直し

投資事業有限責任組合(外国におけるこれに類する組合を含む。以下「投資組合」)に出資を行う外国組合員で以下の1)から5)までの要件を満たすものは、国内に恒久的施設を有しない外国組合員とみなすこととされました(以下「PE課税の特例措置」)。

- 1) 投資組合の有限責任組合員であること
- 2) 投資組合の業務を執行しないこと
- 3) 投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
- 4) 投資組合の無限責任組合員と特殊な関係のある者でないこと
- 5) 国内に投資組合の事業以外の事業にかかわる恒久的施設を有しないこと。

2)に定める「業務執行」とは、当該組合契約にかかわる業務の執行、業務の執行の決定、業務執行または業務執行の決定についての承認、同意その他これらに類する行為をいうとされています。

3)に定める「投資組合の組合財産に対する持分割合」は、以下のうちいずれか高い割合をいい、①または②の割合のいずれか一方でも25%以上である場合には、PE課税の特例措置は適用されないこととなります。

- ① 外国組合員にかかわる特殊関係組合員の持分の割合を合計した割合
- ② 外国組合員にかかわる特殊関係組合員の損益分配割合を合計した割合

¹ 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行う、その内国法人の株式等の譲渡による所得で以下の要件を満たすもの

(1) 株式等の譲渡があった事業年度終了の日以前3年以内のいずれかのときに、特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式または出資の総数または総額の25%以上を所有していたこと
(2) 株式等の譲渡があった事業年度において、特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式または出資の総数または総額の5%以上を譲渡したこと

上記でいう「特殊関係組合員」には、当該外国組合員の親族や役員、50%超の資本関係等を有する者等の「特殊の関係にある者」の他、外国組合員が他の組合を通じて投資組合に投資している場合の当該他の組合の組合員が含まれます。したがって、外国組合員が他の組合を通じて投資組合に投資をしている場合、25%の判定は当該他の組合レベルの持分割合で判定されます。

上記の要件を満たす外国組合員がPE課税の特例措置の適用を受けるにあたって、外国組合員は、適用を受けようとする旨、氏名または名称および住所その他財務省令で定める事項を記載した書類(以下「特例適用申告書」)に上記1)から3)の要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付して、これを、投資組合契約の無限責任組合員で投資組合事業から生ずる利益の配分の取り扱いをする者を經由して所轄税務署長に提出し、その提出の際、外国組合員であることを証する書類として財務省令で定める書類を提示する必要があります。本規定は、投資組合契約の締結の日から継続して上記に掲げる要件を満たしている場合に限り、その提出日以後の期間について適用がなされます。

外国組合員は、この他特例適用申告書の記載内容に変更がある場合には変更申告書を提出する必要があります。また、投資組合事業から生ずる国内源泉所得の明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の提出も求められています。

(2) 外国組合員にかかわる事業譲渡類似課税の特例

国内に恒久的施設を有しない外国組合員が、以下のいずれかの要件を満たす投資組合(以下「特例適用投資組合等」)を通じて一定の株式または出資の譲渡を行う場合、いわゆる事業譲渡類似課税に特例が設けられ、当該課税の判定単位は、組合単位ではなく、組合員単位で判定されることとなります(以下「事業譲渡類似課税の特例」)。

- 1) 上記1.のPE課税の特例措置の適用を受ける投資組合、または
- 2) 1)以外の投資組合(国内に恒久的施設を有しない外国組合員が以下のすべての要件を満たす場合に限り)

- ① 譲渡の日を含む事業年度(以下「譲渡事業年度」)終了の日以前3年内で当該投資組合契約を締結していた期間において投資組合の有限責任組合員であること
- ② 譲渡事業年度終了の日以前3年内で投資組合契約を締結していた期間において投資組合の業務を執行しないこと

本特例の適用は、譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれの時においても、国内に恒久的施設を有しない外国組合員が他の特殊関係株主等と合計して、内国法人の発行済株式または出資の総数または総額の25%以上を所有していなかった場合に限定することとされています。なお、25%の算定上、特例適用投資組合契約等にかかわる組合契約の他の組合員は特殊関係株主等から除かれます。したがって、外国組合員が他の組合を通じて特例適用投資組合等に投資をする場合、25%の判定は外国組合員の保有割合で判定されます。

投資組合財産として取得した日の翌日から一年未満しか保有していない株式または出資の譲渡、および預金保険機構から投資組合財産として取得した特別危機管理銀行の株式の譲渡には本特例の適用はありません。

事業譲渡類似課税の特例は、国内に恒久的施設を有しない外国組合員が本適用を受けようとする旨、その者の氏名または名称および住所その他一定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用されます。

国内に恒久的施設を有しない上記2)の投資組合につき、事業譲渡類似課税の特例の適用を受けようとする場合には、上記の書類に加えて当該投資組合契約について要件を満たすものであることを証する一定の書類を添付した場合に限られますので、書類の具備にはPE課税の特例と同様、注意が必要です。

4. 適用関係

上記3.(1) 組合理型投資ファンドのPE課税の見直しは、外国組合員が2009年4月1日以後有する、または支払いを受ける国内源泉所得について適用され、上記3.(2) 外国組合員にかかわる事業譲渡類似課税の特例は、外国組合員が2009年4月1日以後行う内国

法人の株式または出資の譲渡について適用されます。

5. おわりに

本改正により、海外からのリスクマネーの供給を図り、ファンドを通じた非居住者および外国人の国内

投資が促進され、国内産業の活性化に繋がることが期待されています。ただし本改正による特例の適用には種々の手続きが定められているため、当該適用要件の内容を十分に把握した上で、要件の充足を図る措置をとる必要があります。

移転価格編

移転価格課税訴訟における初の納税者勝訴判決について

1. はじめに

東京高等裁判所（以下「東京高裁」）は、2008年10月30日に、コンピュータソフトウェア製品の販売支援等を業とするA社（以下「控訴人」）の訴えを認め、第一審である東京地方裁判所（以下「東京地裁」）の判決を破棄して、東京国税局（以下「原処分庁」）が行った移転価格税制に基づく法人税の更正処分を取り消す判決を下しました¹。

移転価格にかかわる更正処分の適否が争われた裁判としては、公表されている限りでは、本件の他に3件のケースがありますが²、いずれも更正処分を支持する判断が示されており、本件は、移転価格の更正処分が裁判所により取り消される初めてのケースとなります。さらに、本件では、同じ認定事実に基づきながら、独立企業間価格の算定方法の適否に関して、第一審と控訴審で判断が分かれる結果となっている点も注目され、本判決は今後の移転価格税制の執行にも影響を与えるものと考えられます³。

2. 事件の概要

控訴人は、国外関連者と締結した業務委託契約に基づき、当該国外関連者が日本で行うソフトウェア製品の販売活動を支援する役務提供を行い、その対価として、日本でのソフトウェア製品の純売上高の1.5%の金額および控訴人の当該役務提供に要した直接・間接費の額の合計額に相当する金額（以下「本件手

数料」）を受領していました（以下「本件取引」）。

これに対して、原処分庁は、本件手数料が独立企業間価格に満たないとして、その差額を課税所得金額に加算する更正処分を行いました。この処分に当たり、原処分庁は、質問検査権⁴を行使して収集した第三者取引情報の中から、日本の企業（1社。以下「本件比較対象企業」）が、海外のメーカーの製造にかかわるグラフィックソフト製品を輸入し、受注販売方式により小売業者やエンドユーザーに販売する取引（以下「本件比較対象取引」）を比較対象取引（いわゆるシークレット コンパラブル）として選定し、本件比較対象取引の売上総利益率を基に独立企業間価格を算定しました。その算定方法は「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」⁵とされています（原処分庁が採用した独立企業間価格の算定方法を、以下「本件算定方法」といいます）。

3. 東京地裁判決との比較

主な争点について、以下のとおり、東京地裁判決と比較してみます。

（1）基本三法と同等の方法を用いることができないことの立証責任について

基本三法に準ずる方法と同等の方法（租税特別措置法第66条の4第2項第2号ロ）は、法令上、基本三法と同等の方法（租税特別措置法第66条の4第2項第2号イ）を用いることができない場合にのみ適用すること

¹ なお、被控訴人は上告を断念したため、本判決が確定判決となっています。

² 国外関連者に対する船舶の譲渡対価に関する事件（高松高裁2006年10月13日判決）、国外関連者に対する貸付金の金利に関する事件（東京地裁2006年10月26日判決）および国外関連者に対する電子部品の販売価格に関する事件（大阪地裁2008年7月11日判決）。

³ 裁判所の確定判決は、当該事件の当事者を拘束するだけですが、事実上、他の納税者や税務当局にも大きな影響を与えます。

⁴ 租税特別措置法第66条の4第9項

⁵ 租税特別措置法第66条の4第2項第2号ロ

ができることとされていますが、基本三法と同等の方法を用いることができないことの立証責任について、東京地裁は、「課税庁が合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本三法と同等の方法を用いることができないことについて主張立証をした場合には、納税者側において基本三法と同等の方法を用いることができることについて、具体的に主張立証する必要がある」との解釈を示し、控訴人の主張立証がなされていないと判断しました。東京高裁もこの解釈を踏襲しましたので、この点に対する裁判所の立場はほぼ確立したとみることができます。

(2) 本件比較対象取引の比較可能性について

東京地裁は、再販売価格基準法においては、取引当事者の果たす機能や負担するリスクが重要視されることから、比較可能性の判断においても、機能やリスクを中心に検討することが有益であるとした上で、控訴人および本件比較対象企業が、ともに、販売促進活動、広告宣伝活動およびエンドユーザーに対するサポート活動を行っていること(機能の類似性)、また、在庫リスク、債権回収リスクを負担していないこと(リスクの類似性)を指摘して、比較可能性を認める判断を下しました。

これに対して、東京高裁は、以下の点から、本件取引および本件比較対象取引において、控訴人および本件比較対象企業が果たす機能および負担するリスクには著しい差異があり、比較可能性が認められないとして、本件算定手法は、法令が許容する再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法には当たらないと判示しました。

- ・本件比較対象取引が再販売取引であるのに対して、本件取引は法的にも経済的実質においても役務提供取引であり、控訴人が販売機能を果たしていないこと(機能の差異)
- ・本件比較対象企業は、売上高が損益分岐点を上回れば利益を得るが、下回れば損失を被るというリスクを負担しているに対して、控訴人には役務提供にかかわる必要経費を上回る報酬が保証されていること(リスクの差異)

(3) 質問検査権の行使について

東京地裁は、「質問検査に係る手続要件が課税処分要件となるものではないから、質問検査に係る手続が違法であることを理由に、直ちに課税処分が違法であるということとはできず、当該質問検査が刑罰法規に抵触する等重大な違法があった場合に初めて課税

処分の取消理由になる」との基準を示し、本件においては、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類等をすべて遅滞なく提出したとしても、質問検査に係る手続に重大な違法があるということとはできない」として、控訴人の主張を排斥しました。

これに対する判断が注目されていましたが、東京高裁は、上記(2)のとおり、比較可能性の判断から原処分庁の更正処分を違法であるとして、この点については判断を示しませんでした。

4. 本判決の影響

まず、課税庁が合理的な調査によっても基本三法(と同等の方法)を用いることができないことを立証した場合には、立証責任が納税者に転嫁されることが明らかとなりました。本件においては、控訴人の具体的な主張立証がなされていないと判断されたようですが、基本三法(と同等の方法)を適用する場合には、納税者側において、事前に移転価格の分析および文書を準備しておくことがますます重要になってきたといえることができます。

次に、機能およびリスクの分析においては、国外関連者との契約内容が重要視されることが明らかになりました。したがって、本件のように、国外関連者の販売支援を行う納税者は、国外関連者との間で実質を伴った役務提供契約を締結している限り、売買取引を行う比較対象企業の売上総利益率を用いて(再販売価格基準法)役務提供対価の独立企業間価格を算定されるリスクは小さくなったといえることができます。今後、国外関連者に対する販売支援取引については、役務提供取引のコストに対するマークアップ率を利益水準指標として用いるものと考えられます(原価基準法、あるいは、フルコストマークアップ率による取引単位営業利益法)。ただし、第三者に対して販売支援を行う比較対象企業がほとんどないと考えられることから、目標レンジを算定するために、どのような比較対象企業を用いるのか、また、コストに対する利潤をどのように算定するのか、実務的には、難しい問題が残されています。

なお、シークレットコンパラブル情報を用いた課税処分の適否については、裁判所の立場は依然として不透明ですが、本判決を理由にシークレットコンパラブルによる課税処分が行われなくなるとまでは考えにくいと思われます。

関税編

特殊関税にかかわる政令およびガイドラインの改正について

1. はじめに

2009年度関税改正は、2008年12月12日に発出された2009年度関税改正に関する関税・外国為替等審議会答申において骨子が策定され、これに基づき関税関連法令および政令改正が行われました。本稿では、2009年度関税改正の中において法令ではなく政令およびガイドラインの改正であったものの、ウルグアイ・ラウンド締結に伴う1994年の特殊関税制度改正以来の大幅な改正となった、「特殊関税制度・手続の見直し」について解説します。

特殊関税とは、不公正な貿易取引や輸入の急増等特別な状況下において自国産業を救済するためにWTO協定において適用が認められている制度です。ルールに則り貨物・供給者・供給国等の指定を行うことにより、通常の関税に加えて一定の範囲内での相殺関税、不当廉売関税、緊急関税および報復関税等の割増関税を賦課することが可能となります。

2. 2009年度関税改正に関する関税・外国為替等審議会答申の概要

答申の概要は次のとおりです(財務省ホームページより):

- (1) 税関における水際取締りの充実・強化
 - ・偽造印紙・郵便切手等の輸入を税関の取締り対象に追加する。
 - ・保税蔵置場(外国貨物を置くこと等ができる場所)等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員等であること等を追加する。
- (2) 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充
 - ・AEO制度(国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通関手続の特例制度)の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加する。
- (3) 特殊関税制度・手続の見直し
 - ・不当廉売関税等の特殊関税制度について、調査の迅速化、手続の透明性の向上等のための見直しを行う。
- (4) 個別品目の関税率の改正

表1 日本の特殊関税一覧

	WTO 協定	法	令	ガイドライン
相殺関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税及び貿易に関する一般協定第6条 ● 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 附属書一A ● 補助金及び相殺措置に関する協定(SCM協定) 	関税定率法第7条	相殺関税に関する政令	相殺関税に関する手続等についてのガイドライン
不当廉売関税(アンチダンピング関税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税及び貿易に関する一般協定第六条 ● 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(AD協定) 	関税定率法第8条	不当廉売関税に関する政令	不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
緊急関税(一般セーフガード)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税及び貿易に関する一般協定第19条 ● セーフガードに関する協定(SG協定) 	関税定率法第9条	緊急関税等に関する政令	緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン
報復関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税及び貿易に関する一般協定第23条 ● 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 附属書二 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	関税定率法第6条	報復関税等に関する政令	なし

・絹紡糸及び絹紡抽糸の基本税率を無税とする。

(5) 暫定税率等の適用期限の延長

- ・暫定税率(415品目)の適用期限を平成21年度末まで延長する。
- ・牛肉に係る緊急措置の特例措置を平成21年度末まで延長する。

(3)「特殊関税制度・手続の見直し」以外の(1)、(2)、(4)および(5)は「関税率法の一部を改正する法律」として成立しています。(3)は、「関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が成立し、これに基づきガイドラインの改正が行われ、2009年4月1日より施行されています。

3. 特殊関税の制度・手続見直しの背景

日本はこれまで、WTOにおいてアンチダンピング措置の濫用防止のために規律強化を目指すグループ(ADフレンズ)を主導する等、主に特殊関税の被発動国からの主張を行ってきました。しかしながら、1995年から2008年6月末までに日本が発動した特殊関税は7件であるのに対し、日本に対して発動された不当廉売関税が105件であることや、国民経済全体としてバランスの取れた制度運営を図る観点から、今後に関し、関税・外国為替等審議会答申において次のように述べられています。

"GATTやWTOのラウンド交渉の場において、これまで我が国は、不当廉売関税の濫用防止や規律強化等、主として被発動国の立場から主張を行ってきた。一方、今後、新興国からの輸入の急増等を背景に、我が国産業の損害を防止するため、我が国において特殊関税の発動事案が増加していく可能性があると考えられる。"

4. 特殊関税の制度・手続見直しの内容

今回の特殊関税の制度・手続見直しにおいては、特殊関税のうち、相殺関税、不当廉売関税および緊急関税等にかかわる手続規定である政令およびガイドラインが特殊関税制度に関する調査の迅速化および手続の透明性の向上を目的として改正されました。改正の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 政令

- ① 「財務大臣が調査に特に利害関係を有すると認める者」を当該調査の直接利害関係人として追加

改正前の政令においては、財務大臣が調査開始の通知等の対象者とする「直接の利害関係人」を、調査対象貨物の供給者、輸入者および申請者等と限定して定義していました。調査手続を明確にすることを目的に、「これらの者以外の者であって財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者」が直接利害関係人に追加されました。

- ② 利害関係者が相当な期間内に証拠等を提出しない場合の取扱いに係る規定の整備

調査非協力者に対する事実認定の方法について、SCM協定及びAD協定で認められている「知ることができた事実(ファクツアヴェイラブル、FA)」の適用手続が明確化されました。ただし、この方法を用いる場合、証拠等を提出しない利害関係者に対し一定の不利益も生じ得ることから、政令上では「財務大臣が利害関係者に対し証拠等を求めた場合には、仮の決定及び最終決定は、当該証拠等が提出された後でなければしてはならない」と定められている

表2 政令改正点のまとめ

	相殺関税に関する政令	不当廉売関税に関する政令	緊急関税等に関する政令
① 財務大臣が調査に特に利害関係を有すると認める者を当該調査の直接利害関係人として追加	第5条	第8条	—
② 利害関係者が相当な期間内に証拠等を提出しない場合の取扱いに係る規定の整備	第7条	第10条	—
③ 仮の決定の通知等に係る規定の整備	第10条の2	第13条の2	第9条の2
④ 利害関係者等からの意見の表明に係る規定の整備	—	第12条の2	—

にもかかわらず、相当の期間を経ても証拠が利害関係者より提出されなかった場合に用いる方法であると定められています。具体的なFAの取扱いについてはガイドラインに規定されています。

③ 仮の決定の通知等に係る規定の整備

最終決定を行う前の調査プロセスとして「仮の決定」を行い、当該決定の基礎となった事実を官報で告示することが政令に定められました。このことにより、利害関係者の結果予見性および追加反論の検討による最終判断精度の向上等が見込まれます。

④ 利害関係者からの意見の表明に係る規定の整備

不当廉売関税に関する政令のみに規定されています。利害関係者だけではなく、産業上の使用者および消費者団体等に意見の表明機会を付与しています。

(2) ガイドライン

相殺関税および不当廉売関税は、これまで「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」において取り扱われていましたが、今回の改正により、相殺関税および不当廉売関税それぞれにガイドラインが作成されました。既存の緊急関税に関する手続等についてのガイドラインも見直しが行われています。これらに加え、調査当局から利害関係者に送付される質問状の標準書式の作成、記載のための手引書改訂および課税の求めから最終決定までの標準処理期間明示等、政令改正を受けた手続の明確化が図られています。

相殺関税、不当廉売関税および緊急関税等に関するガイドラインそれぞれが整備された中で特筆すべきは、全てのガイドラインの冒頭「1. ガイドラインの性格」に、「本ガイドラインの適用に当たっては、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応を妨げないものとする」という一文が明記されたことです。このことは、今まで関税率法上に規定されていた特殊関税の中でも、不当廉売関税および相殺関税を今後機動的に活用することが可能になったことを意味します。

5. 今後の展望

本年2月ローマで開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議の声明において、米国サブプライムローン破綻に端を発する現在の金融危機・世界的経済減速に対し、各国は金融安定化政策を喫緊の課題とすると共に、保護主義的な施策を排することが今後の経済回復・成長のために重要であると明言しています。

今回の特殊関税にかかわる政令およびガイドラインの改正は、日本が今後積極的にこれら特殊関税を発動することを意図しているのではなく、他国による本邦利益の侵害があった場合にWTOルールに則った公平で機動的な対応をするための運用手続の明確化および整備です。今後は本邦利害関係者からの被害申立だけではなく、本邦への輸入取引における侵害の有無を個別に検証し、侵害のないことが確認された輸出者等への不当廉売関税賦課免除等、さらなる制度の整備が予想されます。

*7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議声明のポイント
(2009年2月14日 於：イタリア・ローマ、財務省HPより)*

開かれた世界貿易・投資システムは、世界の繁栄に不可欠である。G7は、経済の減速を加速させるだけの保護主義的な施策を回避し、新たな貿易障壁の導入を控え、ドーハ・ラウンドの迅速かつ野心的な妥結に向けて取り組むことに、引き続きコミットする。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約560人のスタッフを有する日本最大のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCのグローバルネットワーク(www.pwc.com)に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

プライスウォーターハウスクーパースとは、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミティッドに属するメンバーファームを指し、個々の組織は分離独立しています。

この小冊子に掲載されている記事は、概略的な内容を説明したものに過ぎません。また、これらの情報源となる法令・規則等は、随時変更される可能性があるため、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、この小冊子に基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

本誌に記載された記事に関するお問い合わせは、以下にお願いいたします。

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com
高橋 康子 Tel : 03-5251-2851
中村 真由美 Tel : 03-5251-2571

©2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

Tax Practice of PricewaterhouseCoopers Japan (Zeirishi-Hojin PricewaterhouseCoopers) is one of the largest professional tax corporations in Japan with more than 560 staff. In addition to tax compliance services including the preparation of corporation income tax, individual income tax, and consumption tax returns, our tax professionals are experienced in providing tax consulting advice in all aspects of domestic/international taxation including financial and real estate, transfer pricing, M&A, group reorganization, global tax planning, and the consolidated tax system to clients in various industries.

The firms of the PricewaterhouseCoopers global network (www.pwc.com) provide industry-focused assurance, tax and advisory services to build public trust and enhance value for clients and their stakeholders. More than 155,000 people in 153 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

"PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

The comments included in this brochure are not intended to be a complete definitive analysis of the law, and does not constitute the provision of legal advice, accounting services, investment advice, or professional consulting of any kind. Before making any decision or taking any action, you should consult a professional adviser who has been provided with all pertinent facts relevant to your particular situation.

If you have any questions on this issue, please contact:

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com
Tel: 03-5251-2851 (Yasuko Takahashi),
03-5251-2571 (Mayumi Nakamura)

©2009 Zeirishi-Hojin PricewaterhouseCoopers.
All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to Zeirishi-Hojin PricewaterhouseCoopers or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.